

原子力発電所事故災害について

東 北 部 会 提 出

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の発生から 11 年余が経過しましたが、今なお、多くの住民が避難生活や放射能に不安を感じる生活を余儀なくされています。

被災自治体においては、一日も早い安全・安心の回復と住民生活の安定を図るために復旧・復興の取組を鋭意進めてきていますが、被災者の生活再建、住民の健康管理、風評対策に加え、放射性物質トリチウムを含む多核種除去設備等処理水の処分など、依然として乗り越えなければならない課題は山積しております。

東日本大震災及び原子力災害は、世界で初めての事例となる災害であるという考えに立ち、迅速かつ柔軟な対策を講じるとともに、被災者の立場と視点に立ち、あらゆる対策を継続的に講じていく必要があります。

つきましては、被災地が真の復興を成し遂げられるよう、また、地方の創意工夫が反映された地方創生が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じるよう要望します。

記

1 放射性物質対策事業の推進について

- (1) 仮置場の原状回復などに必要な予算の確保に万全を期すとともに、現場保管に係る搬出困難案件の解消について制度設計を行うこと。
- (2) 放射能汚染濃度 8,000Bq/kg 超の指定廃棄物（焼却灰等）については、特定廃棄物埋立処分施設へ安全かつ早期に搬出すること。
- (3) 仮置場や仮設住宅用地等での利用を終えた後、当該用地又はその近隣用地に地域住民の福祉向上に資する施設等を整備する場合について、財政措置を講じること。

また、仮置場等の土地返還後、従前と比較して農作物等の減収等が生じた場合における損失や、仮置場等造成のために設置した調整池等の災害予防施設における維持管理費用についても、財政措置を講じること。

- (4) 除去土壌等の県外最終処分までの計画を提示すること。
- (5) リアルタイム線量測定システムについては、全ての除去土壌等が撤去された後においても、市民が放射線量を自分の目で確認するとともに、放射線に関する情報を国、東京電力ホールディングス株式会社と共有し、対策を進めるためのリスクコミュニケーションへ取り組んでいく観点からも必要であり、各自治体や地域住民の意向を十分に踏まえ、一方的な撤去を行わないこと。
- (6) 福島県県民健康調査における甲状腺検査では、国が指定した避難区域等の 13 市町村と、それ以外の郡山市などの市町村との検査結果に地域差が認められないこと、国連科学委員会（UNSCEAR）が公表した市町村別推計甲状腺吸収線

量とがん発見率に関連がみられないこと等から、東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線の影響とは考えにくいと評価されているが、より詳細な推定甲状腺被ばく線量を用いた検討をするなど、国においても被ばくと甲状腺がんの因果関係を適切に評価するよう努めること。

- (7) 山林の除染手法に関する調査研究を強化し、除染により発生する廃棄物の減容化技術も含め効率的で効果的な除染手法を早期に確立すること。
- (8) 安全な農産物を提供するため、効果的な放射性物質吸収抑制技術を確立するとともに、吸収抑制対策に係る支援の継続と補助対象資材の拡充を図ること。
- (9) 国内外における日本産農林水産物等の信頼回復に向けた万全の検査体制の整備等風評被害対策を早急に講じること。

2 東京電力福島第一原子力発電所における確実な汚染水・処理水対策について

- (1) 国においては令和3年12月に「ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を取りまとめたところであるが、福島県民や関係者が二度と風評被害に苦しむことが無いよう、ALPS処理水の処分を実施する前に、「福島は安全である」ということを、科学的知見に基づき、誰でも理解できるように全国、全世界へ周知し、分かりやすく丁寧に説明することにより、理解と合意を得るとともに、それでも発生するおそれのある風評被害に対して万全の対策を講じ、仮に損害が生じてしまった場合には、速やかに賠償するスキームを構築し、利害関係者の理解と合意を得るよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、それまでは陸上保管を継続し、理解と合意を得る前にタンク保管が限界に達することが無いよう、時期ありきではなく、保管容量の余力の確保等についても検討するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

- (2) トリチウムの分離技術について、実用化の可能性を前向きに評価し、当該技術の実用化に向けて全力を尽くすよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (3) 根本的な原因である汚染水の発生を抑制し、将来的には防止するよう、高等教育機関などの様々な知見を参考にしながら抜本的な対策を講じるよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

3 原子力損害賠償の適正な実施及び迅速化について

- (1) 被災者が独自に行った除染費用を全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。
- (2) 原子力災害に伴う固定資産税を含む市税等の減収及び住民の安全・安心を確保するための各種検査や風評被害対策など東京電力福島第一原子力発電所事故との因果関係が明らかな業務に要する費用について全額賠償するよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、賠償請求手続の簡素化を図るとともに、迅速かつ確実に賠償を行うよう、

東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

- (3) 原子力災害に伴う風評は、福島県内の農林畜産物等の生産者や加工業者、農業者等をはじめ、観光業、商工業、サービス業や中小企業、商店街に根強い影響を及ぼしていることから、国内外への正確な情報提供や販路拡大など、風評被害の防止・解消に向けた対策を強化し、風評の早期払拭を図るとともに、風評による損害に対する完全な賠償を早急に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

また、被害者からの相談や請求に丁寧に対応し、個別具体的な事情をしっかりと聴取しながら、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うよう、併せて同社に指導すること。

- (4) 賠償範囲の最小限の基準である原子力損害賠償紛争審査会の「中間指針」について、紛争解決の制度として十分に機能が果たせるよう適切に見直すこと。
- (5) 被災者が公平に賠償を受けられるよう、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介事例を被害の状況が類似している地域等において同様に生じている損害に適用し、直接請求により全ての被害者へ公平な賠償を確実かつ迅速に行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に指導すること。

4 原子力災害に係る各種施策の推進及び支援について

- (1) 原子力災害に伴う風評は入込客数の落ち込みなど観光産業に深刻な影響を及ぼしており、誘客に係る各種施策の推進が重要となっている。

については、観光地のハード整備経費及び各種観光施策等に要する費用について財政措置を講じること。

- (2) 原子力災害からの復興へ向けては、安定した雇用の確保や企業の受け皿としての工業団地の整備など、将来を見据えた対応が急務であることから、地域経済の活性化を図り、原子力災害からの復興を強力に推進するため、企業誘致に係る助成制度及び工業団地の整備に係る財政措置の充実を図ること。

- (3) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い、捕獲圧が低下したイノシシ等の有害鳥獣が増加する中、狩猟者及び狩猟者団体の協力により捕獲事業を実施し、埋め立てにより死骸を処理しているが、捕獲数の増加に伴い、埋め立て処分を行う場所が不足している。

については、今後更に捕獲数が増加する有害鳥獣の処理が適切に実施できるよう、広域的な規模での有害鳥獣専用の処理施設を整備するとともに、処理体制に係る財政措置を講じること。

また、野生鳥獣の生息域拡大に伴い住民への危険性が増していることから、鳥獣被害防止対策に関する支援策を継続するとともに、侵入防止策として有効なワイヤーメッシュ柵等の購入費補助事業の予算拡充を図ること。

- (4) ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、ガラスバッジ、甲状腺のエコー検査、血液検査等、健康異常が早期発見できる徹底した健康管理体制を堅持するとともに、その費用の全額国庫負担を継続すること。

- (5) 福島県が実施している 18 歳以下の県民に対する医療費無料化については、長期継続が必要であり、その財源が枯渇することのないよう財政措置を図ること。
- (6) 除染を必要とする全ての地域について、原発事故以前の健全な状態へ回復するまでの間、固定資産税を免除するとともに、原発事故に伴う市税等の減収分については、その補てん財源である震災復興特別交付税の財源措置を継続すること。
- (7) 被災地域の復興・再生に向け、地域の安全・安心を確保するため、生活環境の改善、産業の振興、雇用の創出などの取組に対し十分な支援を行うこと。
- (8) 避難指示等対象地域における医療費一部負担金、介護保険利用者負担、国民健康保険税・後期高齢者医療制度保険料・介護保険料の被保険者の免除について、国の特別の財政支援を令和 4 年度以降も継続すること。
- (9) 東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質による汚染への対応について、安全基準や具体的対策を示し、積極的に除染を行うとともに、除染に要する費用、空間放射線量率測定や水道水等に含まれる放射性物質の濃度測定等を行うための測定器の購入費や測定に係る人件費等、既に自治体が対応した分も含め、その全額を国において負担すること。
- (10) 農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業をその処理が終了するまで継続するとともに、適切な処理の促進と最終処分までの適切な保管を継続するため、現場の実態に応じて財政的・技術的支援を継続すること。

5 原子力災害にかかわる中長期的な対応について

- (1) 原子力災害からの創造的復興を成し遂げるため、今後も国が前面に立って、風評払拭や健康管理、心のケアなどに取り組むこと。

また、風評払拭に向けた各市町村の取組を支援する福島再生加速化交付金（地域魅力向上・発信支援事業）について、浜通り地域等以外は、一市町村 1,000 万円が上限となっているが、規模や内容等に応じた上限を設定するなど、風評払拭の取組強化に向けた財政支援の拡充を図るとともに、地域の実情に応じた取組も幅広く対象とすること。

- (2) 原子力災害からの希望ある復興を推し進めていく観点から、住宅地から 20 m 以上離れた森林など除染の枠組から外れた箇所等で人への健康影響等が懸念されられると思われる箇所が新たに判明した場合は、リスクコミュニケーションによる不安解消や線量低減化をはじめとした環境回復措置について、永続的な支援策を講じること。